

ひとり親家庭等医療費支給制度

本市では、18歳までの子どもがいる母子家庭や父子家庭、または父母のいない子が、けがや病気で病院にかかった場合の医療費の助成を行っています。

対象	母子家庭 父子家庭 父母のいない家庭など	} 子は中学校就学後から18歳になった年の3月31日まで
所得制限	児童扶養手当と同じ ※本人および扶養義務者の所得で計算します。	
自己負担額	通院：月800円（上限） 入院：1日500円（月3,500円上限） ※いずれも1医療機関ごとの金額です。 ※薬局での自己負担額はありません。 ※入院中の食事代や差額のベッド代、薬の容器代・文書料などの保険適用外の費用は助成の対象となりません。	

※助成を受けるためには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

受給者のみなさんへ 更新の手続きが必要です

現在持っている「ひとり親家庭等医療証」の有効期限は、原則として9月30日(月)です。8月上旬までに更新に関する通知書を送付しますので、必ず期限までに窓口で更新の手続きを行ってください。

※更新の手続きをしないと、受給資格がなくなります。注意してください。

●申請期限 8月30日(金)

●必要な書類

- ・ひとり親家庭等医療証
- ・健康保険証（全員分）
- ・児童扶養手当証書または年金証書
- ・印鑑（シャチハタは不可）
- ・更新に関する通知書（8月上旬までに自宅に郵送します）



こんなときは届出をお願いします

- ・加入している健康保険またはその内容に変更があったとき
 - ・氏名・住所に変更があったとき
 - ・同居者が変わったとき
 - ・交通事故など第三者から傷害を受け、医療証を使ったとき
- ※上記の事項が発生したときは、すみやかに窓口で手続きを行ってください。

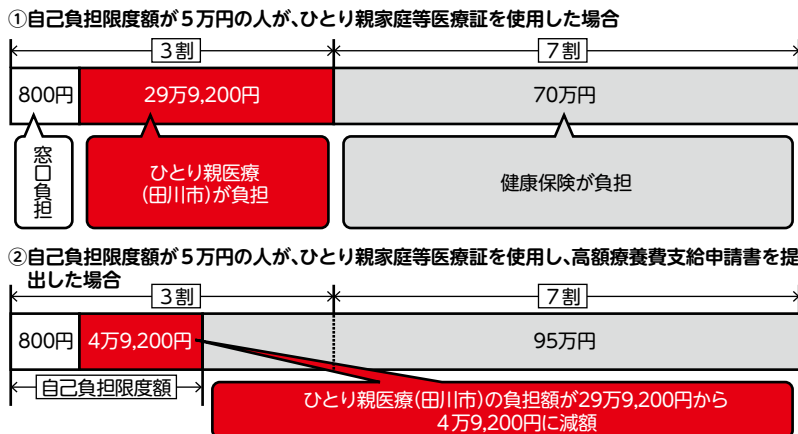
市役所から申請書の提出をお願いすることがあります(該当者のみ)

同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になったときに、ひとり親の医療証を使用していた場合は、市役所から「高額療養費支給申請書」の提出をお願いしています。

該当する人には市役所から申請書を送付します。必要事項を記入・押印の上、同封の返信用封筒で提出してください。

高額療養費支給申請書を提出すると…

例) 加入している健康保険の自己負担割合が3割で、全体の医療費が100万円だった場合



高額療養費支給申請書を提出すると、ひとり親医療(田川市)の負担額が減り、ひとり親家庭等医療制度の維持につながります。